

関係者各位

お 知 ら せ

溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税について

本日、大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して暫定的な不当廉売関税を課する政令（令和 8 年政令第 254 号）が公布されました。

この政令は、韓国及び中国（以下「特定原産国」という。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について、不当廉売関税の課税を求める申請書の提出を受けて実施された調査において、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、暫定的な不当廉売関税を課するものです。

今後、特定原産国を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して不当廉売関税が課されることとなりますので、引き続き適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第 1 部門へ照会願います。

記

1. 課税物件

次のイ又はロに掲げる物品であって、特定原産国を原産地とするもののうち、以下、3. に掲げる期間内に輸入されるもの。

イ 関税定率法（以下「法」という。）の別表第 7210.49 号又は第 7212.30 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（次のいずれかに該当するものを除く。）

- (1) 波形にしたもの
- (2) 合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の 7 パーセント以上の均質な合金のものに限る。）
- (3) そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の 2 パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の 5 パーセント以上のもの
- (4) そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の 4 パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの

ロ 法の別表第 7225.92 号又は第 7226.99 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（その母材（溶融亜鉛めっきをする前の同表第 72 類の注 1(f)のその他の合金鋼をいう。以下ロにおいて同じ。）におけるほう素、マンガン又はチタンのいずれかの含有量が当該母材の全重量に対して同表第 72 類の注 1(f)に掲げる割合以上のものであって、当該母材における同表第 72 類の注 1(f)に掲げるほう素、マンガン及びチタン以外の元素の含有量が当該母材の全重量に対してそれぞれ同表第 72 類の注 1(f)に掲げる割合未満のものに限る。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。）

- (1) 波形にしたもの
- (2) バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の 10 パーセントを超えるものに限る。）
- (3) 法の別表第 72 類の備考 1 の合金工具鋼のもの
- (4) 法の別表第 72 類の号注 1(d)の高速鋼のもの
- (5) 合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の 7 パーセント以上の均質な合金のものに限る。）
- (6) そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の 2 パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の 5 パーセント以上のもの
- (7) そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の 4 パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの

2. 暫定不当廉売関税の税率

(1) 韓国産 38.0%

(2) 中国産 55.3%

※本件政令別表の上段に掲げる生産者により生産された特定貨物にあっては、それぞれ同表の下欄に定める税率。

3. 適用期間

令和8年8月8日から同年12月7日まで

以 上

【本件に関する照会先】
業務部通関総括第1部門
電話番号：078-333-3086